

～スポーツで“こころ”と“からだ”を鍛えよう～

『上里町スポーツ少年団』 団員募集!

上里町スポーツ少年団（19団体）では、団員の募集をしています。

いろいろな種目がありますので、まずは、興味がある少年団の練習を見学に行ってみませんか？

種目	団名・代表者連絡先	活動場所	活動時間	対象者
野 球	上里マッハ 大竹 啓次【☎33-1842】	賀美小校庭	毎週(土)、午後1時～5時 毎週(日)、午前10時～午後1時	賀美小在籍の1～6年生
	長幡イーグルス 広町 秀男【☎33-7689】	長幡小校庭	毎週(日)・祝日、午前8時～正午 毎月第1・3・5(土)、午前8時～正午 毎月第2・4(土)、午後1時～5時	長幡小在籍の1～6年生
	上里コンドルス 関谷 一利【☎33-2033】	七本木小校庭	毎週(土)・(日)、午前8時30分～午後1時	七本木小在籍の1～6年生
	上里東野球 橋爪 信明【☎33-7589】	上里東小校庭	毎週(土)・(日)、午前8時30分～正午	上里東小在籍の1～6年生
	神保原ドラゴンズ 高橋 勝利【☎33-5347】	神保原小校庭	毎週(土)、午前8時～午後5時 毎週(日)、午後1時～5時	神保原小在籍の1～6年生 男女
サッカー	ロングイーストFC 坂本 正喜【☎33-3403】	長幡小校庭 長幡小体育館 上里東小校庭	毎月第2・4(土)、午前8時30分～正午 毎月第1・3・5(土)、午後1時～4時 毎月第1・3・5(火)、午後7時～8時30分 毎週(日)、午後1時～4時30分	長幡・上里東小在籍の1～6年生
	七本木サッカー 城田 全敏【☎33-6308】	上里学園グラウンド	毎週(土)・(日)、午前9時30分～正午	七本木小在籍の1～6年生 の男女
	上里北FC 高崎 靖夫【☎33-1050】	賀美小校庭 神保原小校庭 神保原小体育館	毎週(土)、午前9時～正午 毎週(日)、午前9時～正午 毎週(水)、午後6時～7時30分	原則として賀美小・神保原 小在籍の1～6年生
	上里ジュニアバレーボール 山口 光喜【☎33-1032】	上里東小体育館	毎週(水)、午後6時30分～9時 毎週(土)、午前9時～正午又は午後3時 毎週(日)、午前9時～正午	小学1～6年生の男子
バレーボール	長幡ジュニアバレーボール 清水千恵子【☎33-1405】	長幡小体育館	毎週(水)・(金)、午後6時30分～9時 毎週(土)・(日)、午前9時～正午	原則として長幡小在籍の1～6年生の女子
	七本木ジュニアバレーボール 高橋 猛【☎34-0835】	七本木小体育館	毎週(水)、午後7時～8時 毎週(土)・(日)、午前9時～正午	原則として七本木小在籍の1～6年生の女子
	上里東ジュニアバレーボール 丸山 和也【☎34-0306】	上里東小体育館	毎週(水)、午後7時～8時 毎週(土)、午前9時～正午又は午後3時 毎週(日)、午前9時～正午	原則として上里東小在籍の1～6年生の女子
	空手道	上里町空手道 横村 久夫【☎33-2100】	多目的スポーツホール	毎週(月)・(木)、午後7時～9時30分
柔 道	上里町柔道 高橋 仁【☎33-0654】	多目的スポーツホール 上里中柔道場	毎週(土)、午後6時30分～8時30分 毎週(水)、午後7時～9時	小学1年生以上の男女
剣 道	上里町剣道 葦塚 雅司【☎33-0346】	多目的スポーツホール	毎週(火)・(金)・(日)、午後7時～8時30分	原則として小学1年生以上の男女
硬式テニス	上里ジュニアテニス 花嶋 茂【☎33-1410】	長久保公園テニスコート	毎週(土)、午後4時～6時(4～11月) 毎週(日)、午前10時～正午(12～3月)	小学2年生以上の男女
バドミントン	上里ジュニアバドミントン シャトル 安田真理子【☎33-0271】	町民体育館 賀美小体育館	毎週(土)、午後1時～6時30分 毎週(火)、午後6時～8時30分 毎週(日)、午前9時～午後5時	小学1年生以上の男女
ミニバスケットボール	上里ミニバスケットボール 矢島 淑彦【☎33-5505】	七本木小体育館 上里東小体育館	毎週(日)、午後2時～4時 毎週(木)、午後7時～8時30分 毎週(土)、午後6時～8時30分	小学1年生以上の男子
	上里ブルーウインズ 中村 寿人【☎33-9406】	七本木小体育館 上里東小体育館	毎週(土)・(日)、午後1時～4時 毎週(金)、午後7時～9時	小学1年生以上の女子

『スポーツ少年団』全体についての問合せは、
上里町スポーツ少年団事務局（生涯学習課スポーツ振興係内）【☎35-1245（直）】へ

滞納処分を強化へ

納税に困ったたら早めの相談を！

平成20年度は、米国のサブプライムローンに端を發する世界同時不況などの影響もあり、収納率が低下しています。(表①)

滞納に至るにはさまざまな事情があり、個々の事情により分割納付をされている方もいます。納税に困ったら早めに相談してください。

しかし、納税できるにもかかわらず納付しない場合などの悪質な滞納者には、納税の公平を担保するため、滞納処分をいっそう強化し、次のような法的な手段を使用します。

◆預貯金の差押え

銀行など金融機関の預貯金の調査を行い、差押えて、税に充当します。平成20年度は、257名の預貯金などの調査を行い、うち49名の預貯金を差押えて、税に充当しました。今後は、この

調査・処分をさらに強化します。(表②)

◆給与の差押え

給与のうち生活をするための最低金額は保証されますが、それを超える部分について調査を行い、差押えをする場合があります。平成20年度は差押えをする前に自主納付となりました。

◆不動産の差押え

土地や家屋も差押え対象として調査し、公売を行います。平成20年度35名の方の不動産を差押え、2筆を公売にかけました。(表③)

◆所得税還付金の差押え

国の所得税に還付金があり、町税の滞納がある場合には差押えをします。平成20年度は、42名の方の還付金の差押えをしました。(表④)

◆その他の財産の差押え

前記以外にも、生命保険・家賃・売掛金・電話加入権・自動車・その他の動産についても調査を行い、差押えをする場合があります。平成20年度は、インターネット公売も実施しました。(表⑤)

◆差押えによる税の充当

前記までの差押え・公売などにより、平成20年度は、総勢132名に差押えの処分を行い、総額約709万円を税へ充当しました。(表⑥)

町では、今後も税負担の公平性を保ちながら、財源確保と効率的な行財政運営に努めてまいりますので、町民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

◆問合せ：税務課収税係
35-1220内1120

◆町税の納税状況(表①)

【現年度分】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
町税	収納額	3,414,462,434円	4,057,917,117円	4,041,261,302円
	収納率	98.01%	97.86%	97.78%
うち住民税	収納額	1,046,126,689円	1,525,548,140円	1,433,490,693円
	収納率	97.43%	96.96%	96.68%
国保税	収納額	731,013,379円	728,558,908円	640,946,224円
	収納率	93.03%	93.29%	90.18%

【滞納繰越分】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
町税	収納額	49,068,631円	53,929,335円	49,274,162円
	収納率	8.35%	10.42%	11.27%
うち住民税	収納額	14,474,049円	20,202,079円	21,005,073円
	収納率	12.21%	18.11%	16.57%
国保税	収納額	43,819,818円	46,732,908円	46,057,066円
	収納率	11.29%	13.44%	14.66%

◆預貯金の差押え(表②)

	調査	差押
19年度	237名	41名
20年度	257名	49名

◆不動産の差押え(表③)

	差押	公売
19年度	17名	6筆
20年度	35名	2筆

◆所得税還付金の差押え(表④)

	差押
19年度	45名
20年度	42名

◆インターネット公売(表⑤)

	差押
19年度	0名
20年度	1名

◆差押えによる税の充当(表⑥)

	差押	税充当額
19年度	106名	8,711,766円
20年度	132名	7,093,189円

～健康ですこやかな暮らしを支える大切な制度～

『国民健康保険』

国民健康保険は、病気やけがに備えて加入者が保険税(料)を出し合い、医療費の補助などに充てる助け合いの制度です。

加入者の保険税(料)は、国民健康保険を運営するための大切な財源です。国の補助と合わせて、加入者が病気やけがをしたときの医療費をはじめ、出産育児一時金・葬祭費・介護納付金などの給付の費用に充てられるものです。

上里町国民健康保険税の税率等は、「納税通知書」、「特別徴収税額の通知書」、「変更通知書」、上里町ホームページ(<http://www.town.kamisato.saitama.jp>)等に記載してありますので、参考にしてください。

◆問合せ…税務課住民税係【☎35-1220内1131・1132・1133】

『国民健康保険税』

Q&A

Q. 会社を退職したのですが、保険税はどうなるのですか？

A. 社会保険等から抜けた月より、月割りで保険税が課税になります。上里町では、4月～翌年3月の国民健康保険税を8期に分けて納めることとなります。加入手続きが済んでいない方は、離脱証明書などの資格喪失の証明書(扶養者がいた場合はその方の氏名も記載された書類)、認印を持参して、健康保険課医療年金係(1階⑥番窓口)までお願いします。

Q. 会社に就職したのですが、保険税はどうなるのですか？

A. 社会保険等に加入した月から、月割りで保険税が減額になります。納めすぎたものは、還付又は充当します。喪失手続きが済んでいない方は、社会保険の保険証と国民

健康保険者証、認印を持参して健康保険課医療年金係(1階⑥番窓口)までお願いします。

Q. 社会保険に加入している夫の扶養になったのですが、保険税はどうなるのですか？

A. 会社に就職した時と同じで減額になります。手続や減額方法も同じです。

Q. 加入者は私(子)一人ですが、社会保険に加入している父あてに保険税の納付書が届きました。なぜですか？

A. 国民健康保険税は世帯主課税となっております。したがって、社会保険に加入している世帯主でも、国民健康保険税が課税されますが、課税内容は加入者分だけです。

Q. 会社を退職する予定です。社会保険の任意継続と国民健康保険、どちらに加入するか迷っています。保険税はどのくらいになりますか？

A. 国民健康保険税の税額は個人ごとに違います。税務課住民税係にて税額の試算をしておりますので、1階⑩番窓口までお願いします。また、試算は電話でもできますのでお問い合わせください。ただし、昨年中の所得が未申告の方や、今年になって上里町に転入された方は、試算できない場合もあります。

Q. 会社を退職して、しばらくしてから国民健康保険に加入しました。届出をした時でなく、会社を辞めた時から加入という事ですが、保険税はいつの分から納めるのですか？

A. 国民健康保険は、他の健康保険に加入のない場合、強制加入となっておりますので、空白期間がないよう保険に入る必要があります。したがって、加入日は届出日ではなく、職場の健康保険を脱退した日(退職日の翌日)となります。手続きが遅れた場合でも、この日までさかのぼって加入し、加入月からの国保税を納めることになります。

Q. 国民健康保険には加入し
なければいけないのですか？

A. 日本では、職業や年齢に
関係なくすべての人が健康
保険に加入しなければなら
ないことになっています(国
民皆保険制度)。職場の医療
保険(健康保険、船員保険、共
済組合等)に加入している方
や、生活保護を受けている人
などを除いて、国民健康保険
への加入が義務づけられて
います。

Q. 9月に会社の社会保
険に加入したのに、9月
末納期限の督促状がきた
のはなぜですか？

A. 実際に納付する期別税額
は、年税額(4月～翌年3月
の12か月)を8期で割って算
出しているのが、9月末納期
の期別税額が9月分という
ものではありません。

Q. 10月に退職し国民健
康保険に加入したが、会
社の10月分給与から保険
料が引かれていて、二重
払いになるのでは？

A. 給与から引かれている保

険料が、何月分の保険料なの
か会社に確認してください。
一般的に、前月分の保険料を
翌月の給料から引いている
場合が多いようです。国民健
康保険料は加入手続の属す
る月から月割りで課税にな
りますので、もし、給与から
引かれていた保険料が10月
分ならば会社から返金して
もらうことになります。

Q. 満40歳になった翌月
に、国民健康保険税の納
税通知書(増額)が届いた
のはなぜですか？

A. 満40歳になると、介護保
険2号被保険者に該当しま
す。加入している保険制度の
税(料)に含めて納付するも
ので、誕生日の属する月分か
ら負担します。なお、介護年
齢基準日は誕生日前日です。

Q. 被保険者としての税額の
内訳を知りたいのですが？

A. 「国民健康保険税納税通
知書」、「特別徴収税額の通
知書」の4.5枚目に個人別
課税明細書がついていま
す。その中に平等割(年間
16000円)を除いた個人

分が記載されていますので
参考にしてください。

Q. コンビニで国民健康
保険税を納めることはで
きますか？

A. 平成21年度からコンビニ
エンスストアで支払うこと
ができる「コンビニ収納」を開
始しました。休日夜間を問わ
ず納税することができます。

Q. 「納税通知書」と「特別徴
収税額の通知書」の2通が
届いたのはなぜですか？

A. 10月から、保険税を年金
から引いて納める方となり
ます。年税額の半分を納付書
又は口座振替で(7・8・9月)、
後半分を年金から(10・12・2
月)の納税となります。申し出
をいただければ、年金からで
はなく口座振替による納付
方法に変更することもでき
ます。

Q. 国民健康保険税を納付
した額は、年末調整や確定
申告で使えますか？

A. 各年中に納めた国民健康保
険税は、年末調整や確定申告で

社会保険料控除の中に含める
ことができます。1月末に確定
申告参考資料(納付済額を記載
したもの)を送付します。

Q. 父の国民健康保険税を
私が負担しています。その
負担した額を、年末調整や
確定申告で使えますか？

A. 納付書又は口座振替で納
付したものは使えます。年金
から引いて納めてたものは、
その年金受給者のみ、社会保
険料控除の中に含めること
ができます。実際は子など別
の方が負担しているという
場合は、口座振替による納付
方法に変更してください。

Q. 軽減制度とはどうい
うものですか？

A. 加入者全員(擬制世帯主
も含む)の前年中の合計所得

が、一定の範囲内であれば国
民健康保険税の均等割と平
等割が減額になります。合
計所得が33万円以下で6割、
33万円+(世帯主を除く被保
険者×24.5万円)以下で4
割減額になります。

世帯の中に申告が済んで
ない方がいると、軽減の対象
となりませんのでご注意ください。
16歳以上で国保に加入
されている方(扶養になっ
ていない方も必要)は、必ず申
告をお願いします。

Q. 災害に遭い、収入が減
少して保険税を納めるの
が大変です。どうしたら
よいでしょうか？

A. 税務課収税係で納付の相
談を随時行っています。また、
減免制度(要審査)(災害・障
害・病氣・拘禁等)もあります
ので、ご相談ください。

納税窓口

夜間開庁・休日開庁の
お知らせ

◆7月の開庁日

[夜間(午後9時まで)]

7月6日(月)・15日(水)・27日(月)

[休日(午前8時30分～正午)]

7月12日(日)

※夜間は庁舎西入口(夜間入
口)よりお入りください。

◆窓口・問合せ

税務課収税係

[☎35-1220(直)]

○税の納付は便利、確実な

『口座振替』のご利用を!

○税は納期限内に納めましょう!